
ヤード環境対策の制度的措置の検討について

令和 7 年 4 月 25 日
環境再生・資源循環局 廃棄物規制課



1. 有害性の観点を踏まえた規制のあり方

1. 有害性の観点を踏まえた規制のあり方

現状と課題

- 不適正ヤードで保管等されている物品が廃棄物又は有害使用済機器に該当しないという理由から、廃棄物処理法に基づく指導監督が困難な状況にある。こうしたことから、金属スクラップ等の保管に関する規制条例が制定され、その多くが許可制を導入しており、届出制では限界があった事業者への指導を強化できると意見する自治体があった。
- 一方で、許可制は届出制よりも行政手続のハードルが高くなるため、新たな許可事務により自治体のマンパワーを奪い、結果として対象事業場の把握や指導に行き届かなくなり、実効性のある行政指導ができなくなるおそれがある旨の自治体からの意見があった。
- 事業者団体からは、罰則が緩いと事業者に対する法令遵守の実効性を担保できないため、例えば重過失又は悪意の違反者に対しては、罰則の引上げ等、規制強化を要望する意見があった。

取組の基本的方向性

- 廃鉛蓄電池等の生活環境保全上の有害性の高い物品に限らず、有害使用済機器、金属スクラップや廃プラスチック、これら金属スクラップ等の混合物である雑品スクラップなど、集積することによって環境保全上の支障を生じる物品も含めて、実効性を担保できる制度を検討すべきである。
- その上で、ヤード問題は地域によって偏在する特徴を有しており、一律の規制制度を導入する際には、既に条例で独自の規制制度を導入している自治体の取組にも配慮することが望ましい。
- 一律の規制制度の導入に当たって、例えば、届出制とする場合であっても、「計画変更命令付き届出制」を検討することや流通フローを把握するための搬入・搬出管理の指導が徹底できる帳簿記載の義務付け等の制度、必要な手続を行わない事業者を罰する制度等、ヤード問題の実情に適した実効性の確保の観点で制度的措置を検討すべきである。

1. 有害性の観点を踏まえた規制のあり方

➤ 有害性の特性に応じた規制の枠組について整理が必要。

金属スクラップ
雑品スクラップ等



集積行為に起因する
騒音・振動等

有害使用済機器
(家電・小電)



現行規制範囲
(廃棄物処理法)

廃鉛蓄電池
廃リチウムイオン電池



希硫酸、鉛の飛散・流出、
火災の発生源

検討事項

- ① 規制対象物品の有害性の特性に応じて、行政の関与が大きい許可制や登録制と、小さい届出制の使い分けが適当か。
- ② 届出制であっても、届出事項等に係る情報を適時把握するための定期的な届出、計画が要件を満たさない場合の是正措置が可能な計画変更命令付きの届出、さらには操業停止命令の制度を構築することで、実効性を担保してはどうか。
- ③ 許可制又は登録制の場合は、更新を義務付けることで、事業者情報の正確性を担保してはどうか。
- ④ 地域によってヤード問題の深刻度が異なることから、地域の実情に応じた柔軟な制度的措置を念頭に入れることが必要か。
- ⑤ 解体に伴い生じる残さ（廃棄物）の適正処理の確実性を高める仕組み（トレーサビリティ）の構築、流通フローを把握するための帳簿への記載の義務付け、実効性を担保するための罰則の強化をしてはどうか。

参考：許可制・登録制・届出制の比較と検討

	許可制	登録制	届出制
性質・概要	一般的な禁止行為の 例外的な解除	権利・資格等の帳簿 への記録	行為ごとの行政庁への 通知・報告
規制の強度	厳しい	中	緩い
行政の関与	- 申請時の審査 - 要件不充足による不許可 - 要件不充足による取消し - 基準違反に伴う取消し	- 申請時の審査 - 要件不充足による登録拒否 - 要件不充足による取消し	- 届出の受理 - 届出事項の審査 (計画変更命令)
拒否、取消し	可能	可能	不可能 (計画変更命令は可)
更新義務付	可能	可能	不可能
例	- 産業廃棄物処理業（廃棄物 処理法） - 宅地造成工事（盛土規制 法） - 船舶からの廃棄物の海洋投入 処分（海防法）	- 第一種フロン類充填回収業 （フロン排出抑制法） - 無線局の開設（電波法） - 製造たばこの特定販売業（た ばこ事業法）	- 土地の形質の変更の届出 （廃棄物処理法） - ばい煙発生施設の設置（大 気汚染防止法） - 騒音施設の設置（騒音規制 法）

2. 規制対象物品のあり方

2. 規制対象物品のあり方

現状と課題

- 実態調査の結果、3,260の再生資源物保管等事業場が自治体によって把握されており、雑品・金属スクラップのほか、プラスチック製品、廃鉛蓄電池、ガラス・コンクリート、陶磁器製品等の多種多様な物品が保管されていることが判明した。
- さらに、再生資源物を原因とする生活環境保全上の支障件数は年間200件を超えていた。有害使用済機器保管等届出制度では、対象品目が限定されていることから、有害使用済機器以外の物品に対して保管基準等を適用させることができない。
- また、再生資源物保管等事業場において、外観上、業務用又は家庭用の区別が付かない等、有害使用済機器の該当性の判断が難しいとの意見がある。
- 再生資源物の保管等に関する規制条例が制定されていない自治体が多く、「ヤード問題」が顕在化していない地域もあることから、地域の実情に応じた規制のあり方を念頭に置く必要がある。
- 事業者団体からは、廃鉛蓄電池を指定の対象とするとともに、その解体された物も規制にかける必要があるとの意見があった。
- なお、有害使用済機器保管等届出制度の規制対象である「有害使用済機器」がいわゆる「機器」であることから、「機器」が解体されたことで発生する部品や原料に対して、規制をかけることができない状況にある。

取組の基本的方向性

- 廃棄物に該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の実態、取引価値の有無、占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものであり、ヤードで保管されている物品についても同様に判断し、有価物と認められない限りは廃棄物として扱うこととなる。
- 一方で、有価物に該当する金属スクラップや廃プラスチック、これらの混合物を含む雑品スクラップ等の集積物は、保管・分別される過程で環境負荷が生じる可能性がある。このような再生資源物である規制対象物品の個別指定は困難であることから、規制範囲から漏れが生じないように、搬入される個々の機器や物品の種類に限定せず、混在して保管されている様態を含め、包括的に規制できる仕組みを検討すべきである。
- また、規制対象の範囲について、地域の実情や特有の課題に応じて柔軟に対応できる規制のあり方を検討すべきである。7

2. 規制対象物品のあり方

検討事項

- ① 収集された金属スクラップや雑品スクラップ等については、集積されることにより環境負荷が生じるおそれがあることから、**集積物の保管・処分に関する基準**を設け、**業として集積物の保管又は処分をする行為を規制対象**としてはどうか。
- ② ただし、集積量が社会通念上少量である場合や、鉱石やリサイクル原料から金属を取り出したり、当該金属の純度を高めるための集積行為等に対して、過度な規制とならないよう留意してはどうか。

✓ 参考：廃棄物処理法第17条の2第1項

使用を終了し、収集された機器（廃棄物を除く。）のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして**政令で定めるもの**（以下この条及び第三十条第六号において「**有害使用済機器**」という。）の保管又は処分を業として行おうとする者（適正な有害使用済機器の保管を行うことができるものとして**環境省令で定める者を除く**。次項において「**有害使用済機器保管等業者**」という。）は、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その旨を当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

✓ 参考：廃棄物処理法施行令第16条の2

法第十七条の二第一項の政令で定める機器は、**次に掲げる機器**※（一般消費者が通常生活の用に供する機器及びこれと同様の構造を有するものに限り、その附属品を含む。）であつて、使用を終了し、収集されたもの（廃棄物を除く。）とする。

※ **次に掲げる機器：家電4品目・小型家電28品目**

✓ 参考：廃棄物処理法施行規則第13条の2第1項

法第十七条の二第一項の**環境省令で定める者**は、有害使用済機器の保管（当該保管と併せて行う処分又は再生を含む。第一号及び第五号において同じ。）を業として行おうとする者（次のいずれかに該当する場合に限る。）とする。

【第5号】有害使用済機器の保管の用に供する事業場（二以上の事業場を有する者にあつては、各事業場）の**敷地面積が百平方メートルを超えないものを設置する場合**

【第6号】有害使用済機器の保管、処分又は再生以外の事業をその本来の業務として行う場合であつて、当該**本来の業務に付随して有害使用済機器の保管のみを一時的に行うとき**

3. 有害性の高い物品の解体を行うための規制

3. 有害性の高い物品の解体を行うための規制

現状と課題

- 廃棄物に該当しない有害性の高い物品は、現行の廃棄物処理法の規制の対象外である一方で、有害性の高い物品のうち、廃棄物に該当する使用済鉛蓄電池については、その取扱いに関する指針として「使用済鉛蓄電池の適正処理について（平成17年3月30日付け環廃産発第050330009号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室長通知）」が示されている。
- 不適正ヤードにおいては、廃棄物に該当しないとされた廃鉛蓄電池が集荷、解体処理され、解体処理に伴う鉛、希硫酸等の流出で周辺への環境問題が生じている事案が指摘されている。
- 具体的には、解体を行っている事業場において、廃液が場外に流出し、ため池排水から環境基準を超える鉛が検出された事例が報告されている。また、廃リチウムイオン電池の失活処理を行った際の環境への悪影響、さらに、廃リチウムイオン電池を含む機器によるヤードでの火災を懸念する指摘もあった。

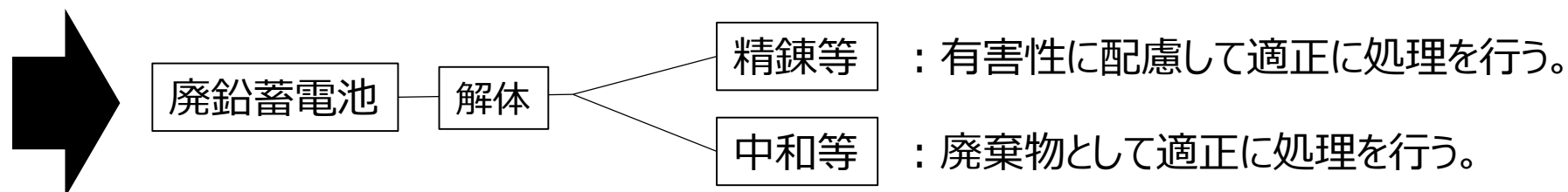
取組の基本的方向性

廃鉛蓄電池等の有害性の高い物品は、ヤードにおいては解体を行わず、選り分けを行うだけにとどめ、生活環境保全上の配慮がなされた事業場でのみ解体や処分をさせる仕組みを検討すべきである。

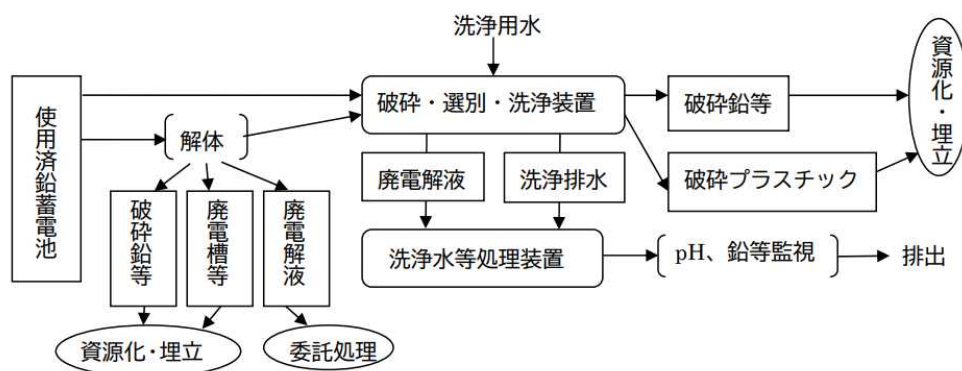
3. 有害性の高い物品の解体を行うための規制

検討事項

- ① 有害性の高い物質を含む廃鉛蓄電池、廃リチウムイオン電池等の物品については、有害性に着目した保管・処分に関する基準を設け、これらを業として保管又は処分する者を規制対象としてはどうか。
- ② ヤードにおいては原則として、有害性の高い物品の保管に加え、「選り分け行為」を行うこととしてはどうか。
- ③ 生活環境保全上の配慮がなされた事業場においてのみ、「解体」、「精錬」、「中和」等を行うこととしてはどうか。具体的には、例えば、資源化に向けた精錬等や残さの中和等が確実に行われる仕組みを検討してはどうか。



✓ 参考：使用済鉛蓄電池の解体等の工程例



✓ 参考：使用済鉛蓄電池の保管場所

- 保管場所は屋内に設け、床はコンクリート、アスファルト等、丈夫で不浸透性を有する構造とし、地下浸透防止に努めるものとする。
- やむを得ず屋外で保管する場合は、底面に不浸透性の受け容器を設置する等の措置を講じ、遮光対策、雨水対策としてシートを掛ける等の措置を講ずる。

出典：使用済鉛蓄電池の取扱いに関する技術指針

4. 不適正輸出を防ぐ仕組み

4. 不適正輸出を防ぐ仕組み

現状と課題

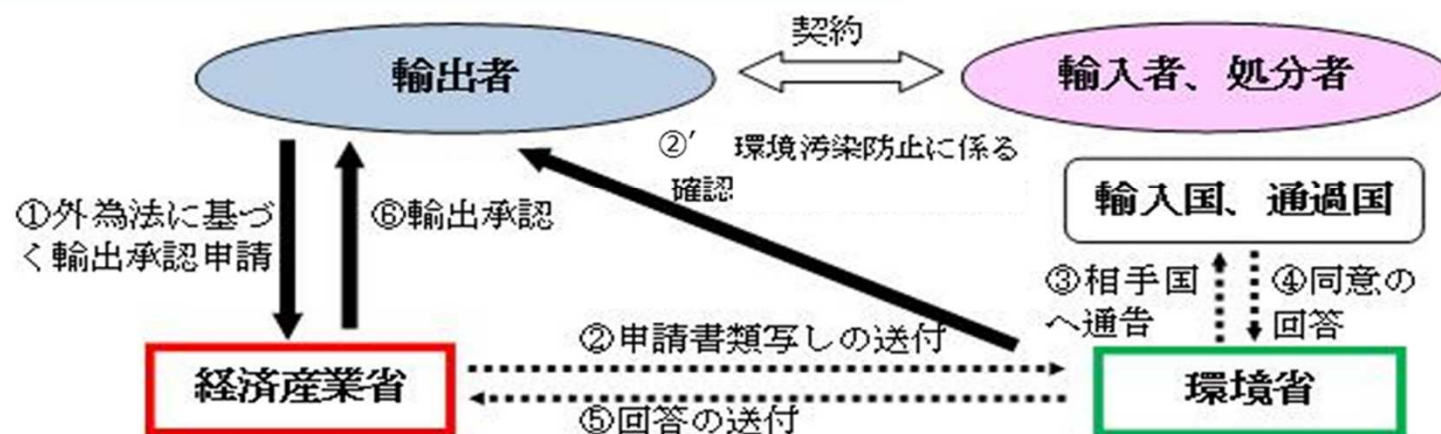
- 廃鉛蓄電池から取り出された巢鉛等を、バーゼル法に基づく輸出手続なしに不適正に輸出しようとした事例が確認されていることから、不適正ヤードが不適正輸出の温床になっている可能性があるとの事業者団体からの意見があった。
- また、遵法意識の乏しい事業者の手によって不適正に解体され、さらに得られた鉛原料が違法輸出される状況に事業者団体は深刻な懸念を示している。
- 加えて、現在のバーゼル法や外為法では予備罪や未遂罪を問うことができないため、廃鉛蓄電池や巢鉛の違法輸出を防止する上での実効性のある法的措置が必要であるとの意見もあった。

取組の基本的方向性

国内で生じた有害性の高い物品（廃鉛蓄電池等）については、環境対策が確実に行われる国内での解体を優先させるとともに、有害性の高い物品の不適正輸出を未然に防止できるように、廃棄物の輸出に関する手続に準じた実効性のある制度を検討すべきである。

✓ 参考：バーゼル法に基づく輸出手続

特定有害廃棄物等を輸出することとなった段階



- ① 申請者からの外為法に基づく輸出申請が経済産業省になされる。
- ② 経済産業省からの申請書類の写しの送付を受けて、環境省にて環境汚染に係る確認を実施する。

4. 不適正輸出を防ぐ仕組み

検討事項

- ① 有害性が高いことから、廃棄物である場合と同等の取扱いが必要な物品（廃鉛蓄電池等）についても、生活環境保全上の支障を防止するため、**国内処理の原則**を適用すべきでないか。
- ② 有害性の高い物品の**不適正輸出を未然に防止するための措置**を講じてはどうか。

✓ 参考：バーゼル法と廃棄物処理法の不適正輸出に関する罰則の違い

	バーゼル法	廃棄物処理法
罰則	輸出について 未遂罪・予備罪の規定なし	一般廃棄物又は産業廃棄物の 輸出未遂 五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金、又はこれの併科（法第25条第2項） 一般廃棄物又は産業廃棄物の 輸出予備 二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金、又はこれの併科（法第27条第1項）

✓ 参考：廃棄物処理法第10条第1項第1号・第2号（産業廃棄物を輸出しようとする者については、第15条の4の7を準用）

一般廃棄物を輸出しようとする者は、その一般廃棄物の輸出が次の各号に該当するものであることについて、**環境大臣の確認**を受けなければならない。

【第1号】国内におけるその一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし、**国内においては適正に処理されることが困難であると認められる一般廃棄物の輸出**であること。

【第2号】前号に規定する一般廃棄物以外の一般廃棄物にあつては、**国内における一般廃棄物の適正な処理に支障を及ぼさないものとして環境省令で定める基準※に適合する一般廃棄物の輸出**であること。

※ 「一般廃棄物が輸出の相手国において再生利用されることが確実であると認められること」などが省令で定められている。